

現代語訳

定（永年揭示の決まりごと）

- 一、親子兄弟夫婦を始めとする親類に親切にし、奉公人らにいたるまで大切にすること。主人がある者は各人その奉公に精を出すこと
 - 一、家業を優先し怠けることなく何事においてもその身分を越えないこと
 - 一、うそをつく、または無理を言うなど人の害になるであろうこと全般をしないこと
 - 一、賭博の類は一切禁止
 - 一、喧嘩口論をつつしんで、もしそのようなことが起きたときは、みだりに出て行かず、怪我した者を隠さないこと
 - 一、鉄炮をみだりに打ってはいけない。もし、違反した者がいたら申し出ること
 - 一、盗賊悪党の類がいたら申し出ること。きつと御ほうびをくださるでしょう
 - 一、死刑が行われる者がいるとき、やじ馬をしないこと
 - 一、人の売買をかたく禁止する。ただし、男女の奉公人、あるいは終身雇用の奉公人、あるいは代々使える者として召し抱えることは当事者同士に任せること
- 補足
- 代々使える奉公人、またはその家に住み込みをしている者、他所へ行き妻子をも持ち落ち着いて暮らしている者を呼戻してはいけない。ただし、罪がある者は除く
- 右の条文を守らなくてはいけないもし違反した場合は罰する

正徳元年（1711年）六月日

奉行（役人）